

平成29年度
赤磐市福祉避難所設置・運営体制整備事業
報告書

平成30年3月
赤磐市

目 次

- 1 事業概要
 - (1) 事業内容
 - (2) 事業費
 - (3) 実施期間

- 2 現状・課題・目標
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - (3) 目標

- 3 事業の実施体制

- 4 事業の実施内容
 - (1) マニュアルに基づいた訓練整備
 - (2) 訓練の企画及び準備
 - (3) 訓練の実施
 - (4) 訓練内容の検証
 - (5) マニュアルの最終調整
 - (6) 報告書の公表

- 5 事業実施で明らかとなった課題

- 6 今後の取組方針

《別添》

資料1：所要経費の明細

資料2：平成29年度赤磐市福祉避難所の設置・運営訓練実施要領

資料3：赤磐市福祉避難所の設置・運営マニュアル

【公共施設版】

【指定施設版】

1 事業概要

(1) 事業内容

災害時を想定した訓練では、市の避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営を行い、その中で避難行動要支援者名簿と対照した要配慮者を確認する。要配慮者に対し、現行の市の赤磐市福祉避難所運営マニュアルに沿った福祉避難所(室)を開設する。その中で避難所に設置の福祉避難所では対処できない要配慮者については協定締結事業所に受け入れ要請を行い、受諾の後、対象者を移送する。また、災害支援協定締結先の支援関係団体との人的・物的支援についての確認を行う。

訓練後に検証を行い福祉避難所運営マニュアルの修正等を行う。

(2) 事業費

300,000円(内訳は別添の資料1のとおり)

(3) 実施期間

平成29年8月18日から平成30年3月20日まで

【実施スケジュール】

年 月	内 容
平成29年 8月～9月	①マニュアルに基づいた訓練案の作成
9月～10月	②研修・訓練の企画及び準備
10月29日	③訓練の実施
10月～12月	④訓練内容の検証
平成30年 1月～3月	⑤マニュアルの最終調整
3月	⑥報告書の作成

2 現状・課題・目標

(1) 現状

市では現在までに福祉避難所の開設訓練を行ったことがないため、開設方法についてはマニュアルのみであり実績は皆無である。また、開設時における関係団体との調整もないことから、発災時において開設、支援依頼には不安と混乱が存在する。開設・運営にあたって実地訓練は必須であり、開設訓練を行うことにより支援を依頼する関係団体との連携を強化する必要がある。また、避難行動要支援者名簿の活用についても検証する必要がある。

(2) 課題

災害時に要配慮者の安全・安心が確保されるよう、福祉避難所として利用可能な施設の把握と福祉避難所の更なる確保が必要である。生活が困難な要配慮者は、容態・状況は様々であり、それぞれの状況に応じて支援を行う必要がある。

現在、福祉避難所について市内特別養護老人ホーム等10施設と「災害時に

おける福祉避難所施設利用に関する協定」を締結しているが、受入れ人数は不足しており、一般の避難所においても関係者との連携の下、福祉避難所において要配慮者を速やかに受け入れ、要配慮者が安全に生活できる体制づくりを進める必要がある。

また、福祉用具等の支援協定を締結している団体との連携についても未確認でありこの検証も必要である。

(3) 目標

災害時において避難所生活になじめない要配慮者にとって福祉避難所は精神的・肉体的に安定した避難所生活を送れる場所であることを認識し、市担当者、住民、関係団体の連携を確認することにより、避難所内に「福祉避難所エリア」を設置し、これに要介護1・2の要配慮者、身体障害者、視覚障害者、聴覚障害者等を受け入れ、教室内には「福祉避難室」として設置し知的・精神・発達障害者等を受け入れる。これらは家族の介助者や防災ボランティアの受け入れ等により対応するものとする。特別養護老人ホームへの「福祉避難所」設置については介護保険施設において入所基準に該当する者若しくはそれに準ずる要配慮者について対応を行い、関係者が今後発災時の事態に円滑かつ迅速に対処できるようにする。

また、関係者間で課題を整理し、今後の取組につなげていく。

3 事業の実施体制

くらし安全課（防災担当）が中心となり、福祉避難所の開設・運営訓練の実施及び運営マニュアルの見直しを行う。

訓練については、福祉避難所、学校、関係団体の協力を得て実施するとともに、市の地域防災計画で想定されている関係主体（地域住民、自主防災組織、協力団体等）が、それぞれの役割と相互の連携を確認するために参加する。

福祉避難所運営マニュアルの見直しについては、訓練を踏まえて現在の内容を検証することとしており、庁内関係課だけでなく、訓練実施に協力した福祉避難所等が参画して行う。

また、防災の専門家にも会議等に参画してもらい、マニュアルや訓練に対して的確なアドバイスが得られるようにした。

関係主体とそれぞれの役割分担の概要は、次のとおりである。

関係主体		役割
市	くらし安全課	・ 総合調整
	健康増進課 社会福祉課 介護保険課 子育て支援課	・ 訓練の実施協力 ・ 福祉避難所運営マニュアル見直し作業への参画

県（保健福祉部・県民局）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練への参加 ・福祉避難所運営マニュアル見直し作業への参画
学校（赤磐市立山陽小学校。）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施協力（学校施設利用） ・福祉避難所マニュアル見直し作業への参画
福祉避難所（特別養護老人ホーム桃香の里）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施協力 ・福祉避難所運営マニュアル見直し作業への参画
赤磐市自立支援協議会 赤磐市身体障害者福祉協議会 赤磐市社会福祉協議会	
地域住民 自主防災組織 あかいわ防災士連絡会 赤磐医師会 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 日本福祉用具供給協会 手話奉仕員	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練への参加、福祉避難所設置時の要配慮者への健康調査、介助者としての協力

4 事業の実施内容

(1) マニュアルに基づいた訓練整備

ア 訓練参加団体との調整、シナリオ作成

福祉避難所や学校等に対して、施設の使用や職員の参加など、訓練への協力を依頼する。具体的な訓練内容については、庁内関係課や訓練参加団体等と協議した上で決定する。

イ 避難所開設・運営訓練

① 実施内容

現行の赤磐市避難所運営マニュアルに沿った避難所の開設を行い、避難者名簿の作成を行う。名簿を基に要配慮者を特定するが、避難者の中に要配慮者を視認した場合についても同様とする。要配慮者を特定した場合はスクリーニングを行い、対象者をさらに特定し施設内福祉避難所（室）の対応もしくは福祉避難所（特別養護老人ホーム）を決定する。

避難所開設と同時に福祉避難所の開設を念頭に入れ、現行の福祉避難所運営マニュアルに沿った資機材、物資の準備を行いつつ、災害協定締結先の特別養護老人ホームに連絡を行い、開設準備を依頼する。

市職員は福祉避難所開設のための福祉避難所用のベッド・障害者用トイレ等の備蓄物資を福祉避難所へ搬入し、支援者の支援を受け組み立てを行

い要配慮者を収容する。

② 進め方

赤磐市避難所運営マニュアルに基づき避難所開設・運営する中で、名簿作成の重要性の把握、支援関係団体・関係機関への支援依頼並びに支援物資の調達連絡先の確認を関係職員で共有するため、要配慮者に重きを置いた避難所運営訓練（HUG）並びに福祉避難所運営マニュアルの必要性及び運用の検討会を行い福祉避難所開設の必要性を認識してもらう。

また、避難所開設と同時に要配慮者の避難を考慮し、現行の福祉避難所運営マニュアルに基づき福祉避難所開設準備を行うと同時に協定締結先の特別養護老人ホームへの福祉避難所開設準備を依頼し情報提供を行い手順の確認を行う。避難所内で対象者を確認し「避難者名簿」及び対象者視認により福祉避難所（室）を開設する。ここまでの手順を避難所運営班の職員が支援者と滞りなく行い、市災害対策本部の福祉避難所開設・運営において、必要な福祉器具・資機材の調達先への依頼連絡手順、職員・支援者が当事者の健康状態に対応したスクリーニングや避難者名簿から対象者の抽出が出来るような訓練及び施設内の福祉避難所で対処できない要配慮者の特別養護老人ホームへの移送から閉鎖までの訓練を総合的に行うこととする。

ウ 訓練内容検証

イの訓練内容について、庁内関係課や訓練参加団体等の協力のもとに検証作業を行う。検証では、明らかになった課題等を整理し、その対応策を検討する。

エ マニュアル修正・改訂検討

ウの訓練内容の検証を踏まえて、庁内関係課や訓練参加団体等の協力のもと、市担当者、住民、関係団体の連携を確認しながら、現行の福祉避難所運営マニュアルの修正・改訂の検討を行う。

(2) 訓練の企画及び準備

①のマニュアルに記載した活動内容に関する訓練を企画するとともに、訓練用資材の準備を行った。

【進め方】

② 訓練前の研修として、訓練参加者及び介護関係者へ避難所はどのような段階で開設されるのか、その中で要配慮者の対応はどうするのか、といったことを理解してもらうために、防災の専門官を招き避難所運営図上訓練（HUG）と講義を行った。

開催日時	開催場所	
H29. 10. 3	赤磐市役所本庁	災害時法配慮者対策 あなたならどうする？

- ③ 関係者に訓練実施のお知らせと訓練への参加協力を依頼した。
- ④ 関係者で構成する企画会議を開催し、現状の分析、訓練内容や参加者等の検討を行った。

・構成員

保健福祉部健康増進課・社会福祉課・介護保険課・子育て支援課、
赤磐市社会福祉協議会、社会福祉法人旭水会特別養護老人ホーム
桃香の里施設長

・開催日時等

開催日時	開催場所	議題
H29. 9. 22	赤磐市国民健康保険熊山診療所	研修会の参加について
H29. 10. 2	特別養護老人ホーム 桃香の里	訓練打ち合わせ
H29. 10. 10	赤磐市社会福祉協議会	訓練打ち合わせ
H29. 10. 13	特別養護老人ホーム 桃香の里	訓練打ち合わせ
H29. 10. 20	赤磐市役所本庁会議室	訪問看護ステーション 訓練打ち合わせ
H29. 10. 23	赤磐市役所本庁会議室	福祉担当者
H29. 10. 24	赤磐市役所本庁会議室	福祉担当者
H29. 10. 26	赤磐市社会福祉協議会	訓練打ち合わせ
H29. 10. 27	特別養護老人ホーム 桃香の里	訓練打ち合わせ

- ⑤ 訓練内容が決定した後、参加者と訓練の打ち合わせを行った。
- ⑥ 福祉避難所の協定締結を働きかけている施設の職員に、訓練を見学
いただくよう依頼した。
- ⑦ 訓練に必要な主な資材等の準備を行った。

準備物	数量	準備担当	備考
パソコン	1	くらし安全課	
スクリーン	1	同上	
プロジェクター	1	同上	
アンプマイク	1	同上	
マイク	4	同上	
ロールマット	6	同上	
パーティション	6	同上	
ダンボールベッド	7	同上	
ダンボールトイレ	7	同上	
障害者用トイレ（水洗ポータブル用）	4	同上	
トイレ用手すり（障害者用）	4	同上	
トイレ用テント（車いす対応型）	3	同上	
避難ルーム（屋内テント）	8	同上	
寝袋	12	同上	
メガホン	2	同上	

車いす	5	同上	
車いすスロープ	3	同上	
バインダー	20	同上	
三角コーン	6	同上	
ビブス（通常型）	30	同上	
ビブス（簡易型）	200	同上	

⑧ 訓練に必要な主な様式等の準備を行った。





品名	備考	数量
福祉避難所運営マニュアル		
福祉避難所開設依頼通知書	福祉避難所開設マニュアル 様式1号、別紙	1
福祉避難所使用終了届	福祉避難所開設マニュアル 様式4号	1
福祉避難所の名称及び避難者に係る経費に関する届出	福祉避難所開設マニュアル 様式2号	1
避難所状況報告書	福祉避難所開設マニュアル 様式6号	1
避難者名簿	福祉避難所開設マニュアル 様式5号	20
避難者名簿	福祉避難所開設マニュアル 様式5号	2
実態把握表	福祉避難所開設マニュアル 様式10号	20
健康相談表(初・再)	福祉避難所開設マニュアル 様式11号	20
避難所運営マニュアル		
建物被災状況チェックシート	避難所開設マニュアル 資料3	1
避難所状況報告書	避難所開設マニュアル 資料4	1
避難者名簿	避難所開設マニュアル 資料5	5
避難所における要配慮者名簿	避難所開設マニュアル 資料6	1
避難者カード		150
災害医療救護活動派遣要請書	災害医療救護活動に関する協定書様式	1
資機材賃借要請書	様式第1号	1
資機材賃貸報告書	様式第5号	2
福祉用具等物資供給要請書	様式第1号	1
福祉用具等供給報告書	様式第2号	1

(3) 訓練の実施






関係者の参加を得て、避難所開設、福祉避難所の開設、要配慮者の避難、福祉避難所の運営・閉鎖、訓練の振り返りまでを行った。

訓練内容の詳細（プログラム、実施体制、参加者名簿、会場レイアウト、当日シナリオ等）は、別添の資料2のとおりである。

シナリオより


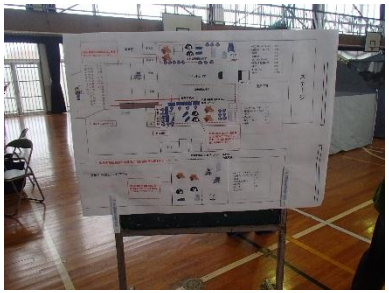
	実施項目	実施内容	訓練の様子
①	訓練参加者への当日説明	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生 ・避難者（参加者）へ本日の訓練説明。 ・避難所内へ避難所エリアと福祉避難所エリアを設ける。 	
②	避難所の開設 （山陽小学校体育館） （市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱の大規模な地震発生。 ・市は災害対策本部を設置。大きな被害が発生しているとの連絡により避難所開設決定。 	
③	避難所の運営 （山陽小学校体育館） （市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者全員で資機材の組み立てを行う。 	
④	福祉避難所の開設 （市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者が確認されたため、避難所内に福祉避難所エリアを開設。 ・避難者が要配慮者の支援者となり福祉避難所用の資機材を組み立てる。 	

⑤	<p>福祉避難室の開設判断・開設要請</p> <p>(知的・精神・発達障害者の確認) (福祉避難室開設) (市災害対策本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所エリア内に知的・精神・発達障害者、高齢者の確認が支援者により行われる。 福祉避難室開設の決定。 	
⑥	<p>福祉避難室の開設</p> <p>(支援者) (市災害対策本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援者による避難所資機材の組立作業。 介助者として家族の同伴を依頼する。 	
⑦	<p>福祉避難室への診療</p> <p>(赤磐医師会) (市災害対策本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 赤磐医師会滝澤医師による福祉避難室への診察 	
⑧	<p>福祉避難所の開設依頼・施設の被災状況などの確認及び実態調査受領</p> <p>(市災害対策本部⇒特別養護老人ホーム桃香の里)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護ステーション看護師による要配慮者健康調査(実態把握)を市災害対策本部へ報告 市災害対策本部より桃香の里へ 	
⑨	<p>福祉避難所へ要配慮者移送のための福祉車両の要請</p> <p>(市災害対策本部⇒赤磐市社会福祉協議会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 赤磐医師会医師の診断により、要配慮者の特別養護老人ホームへの移送準備(赤磐市社会福祉協議会) 	

⑩	福祉避難所の施設の地震発生直後の職員配置 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・地震発生直後に職員は決められた配置に付く。	
⑪	福祉避難所の施設の被災状況などの確認指示 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・施設長より施設の被災状況の確認指示	
⑫	福祉避難所の点検報告 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・施設長へ施設の異常はなしとの確認報告。 ・	
⑬	福祉避難所の開設可否の連絡 (特別養護老人ホーム桃香の里 ⇒市災害対策本部)	・福祉避難所開設依頼の受諾	
⑭	福祉避難所の運営スタッフの招集・業務説明 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・市災害対策本部より福祉避難所開設依頼を受諾したことを職員に説明 ・要配慮者3名 (高齢者)	

⑮	福祉避難所の開設準備 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・開設準備 福祉避難所開設準備	
⑯	要配慮者の福祉避難所への避難支援 (移送用福祉車両)	・福祉車両の到着 (赤磐市社会福祉協議会)	
⑰	要配慮者の移送準備 (移送用福祉車両)	・要配慮者の移送準備 (赤磐市社会福祉協議会)	
⑱	福祉避難所における要配慮者の受入 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・特別養護老人ホーム桃香の里へ到着	
⑲	福祉避難所における要配慮者の支援 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・容態確認(バイタルサインのチェック)	

⑳	福祉避難所における 要配慮者の名簿確認 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・市から送付の名簿により要配慮者の本人確認	
㉑	市災害対策本部への 状況報告、支援要請 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・要配慮者の受入れの 連絡及び支援依頼	
㉒	福祉避難所からの支援要請への対応 (市災害対策本部)	・車いすの供与の受諾	
㉓	福祉避難所の閉鎖 (特別養護老人ホーム桃香の里)	・施設長より、職員に対し、「災害収束により福祉避難所閉鎖の連絡が、市災害対策本部よりあり、これにより閉鎖の指示	
㉔	福祉避難所の必要性 についての研修 (山陽小学校)	・福祉避難所の必要 性と避難者が要配慮者の 支援者となることの重 要性の研修	

②⑤	福祉避難所(室)の閉鎖 (山陽小学校)	・福祉避難室の閉鎖	
②⑥	福祉避難所のレイアウト (山陽小学校)	・訓練のレイアウト	
②⑦	訓練の振り返り	<p>(参加者の感想・意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての訓練で、なおかつ会場もわかれて実施し、運営側も参加者側も不安だったと思いますが、各々がいざというときの動きを確認できた良い機会になりました。今回の訓練を課内で伝達するにあたり、口頭や文面では難しい面があります。大変かもしれませんが、今後も引き続き訓練を実施していただき、各職員が参加し経験することが一番だと感じました。 ・せっかくの訓練なので、実際にスクリーニングができれば良いと思います。 ・避難所用の備蓄資機材を実際に組立て、質問も出て有意義な時間が過ごせたと思います。訓練なので仕方がないかもしれませんが、防災士の方が黙々と組み立てるのではなく、解説等を交え、福祉の対象者やそのご家族に動いてもらったほうが良かったと感じました。 ・知的・精神・発達障害者においてはスピーカーの高音量は精神に支障をきたす子が多いのであらかじめ調査聞き取りが必要であることが必要。また、大勢の人の中においても緊張、多動性が見られこういった避難訓練には適さないのではないのでしょうか。このような子達も参加できるような訓練を考えたいのでは。 	

(4) 訓練内容の検証

企画会議のメンバーで、参加者の感想や意見をまとめて、良かった点、改善すべき点を確認した。

項目	良かった点	改善点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難所開設から要配慮者確認により避難所内での福祉避難所（福祉避難所エリア）の開設の決定、福祉避難室開設及び、これと並行して協定締結先の事業所への福祉避難所開設依頼と要配慮者に応じて福祉避難所を開設していくという現実の動きに即した訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設から福祉避難所開設のタイムラインに沿った流れであったが、避難者（支援者）をもっと活用できるように考えたほうが良かった。 ・要配慮者の家族を介助者としてもっと活用できるようなことを今後は考えるべき。 ・知的・精神・発達障害者の参加はやや無理があったのではないかと考えるが、今後は症状等を勘案し訓練に参加しても問題がない子達を考えるべきかも知れないが、親に訓練の趣旨を理解してもらう必要性がある。
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所開設と事業所での福祉避難所訓練を並行して行うことが出来たこと。 ・協定締結先の事業所に参加をしていただいたので、要配慮者の受け入れ依頼から撤収までの一連の流れが確認できたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設を含め、4つの訓練を同時に行うことはやや無理があった。 ・訓練参加団体との連携をもっと密にした調整が必要。 ・スクリーニングの手順及び誰が行うのかが確立していないため、今後の訓練においてはこれを確立させておくことが必要である。 ・順次終わっていく訓練では参加者が手持ち無沙汰となるため今回はこれを予想し研修で対応したが、訓練が続いている参加者は参加できなかったため、今後はこのようなことが起こらないように、時間調整を行う必要がある。
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等は備蓄品及び新規資機材で対応を行い、支援者、関係団体と訓練の調整を行うことにより 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者（避難者）に対しては、文書以外は当日の説明のみのほぼブラインドで行ったが、

	顔の見える関係が築けた。 ・また、施設関係者、事業者と福祉避難所開設訓練の準備を行うことにより避難所開設時には福祉避難所の早期開設準備を行う必要があることが認識されたこと。 ・要配慮者の移送の福祉車両についてあらかじめ調整が出来たこと。	理解不足による戸惑いが多々見られた。訓練参加者には避難所・福祉避難所はどのようなものかということや訓練内容について事前の綿密な調整が必要。
シナリオ	・この訓練シナリオについては訓練を並行して行うことを念頭に作成したこと。	・訓練を並行して行うことは、参加者の理解が必要であるため、訓練の流れを図示化したほうが良かったのではないかと思われる。

(1) マニュアル（案）の改訂作業（訓練終了後）

本市の要配慮者の支援に関する現状と課題を整理した上で、他の地方公共団体のマニュアルを参考にしつつ、市の実情に応じてわかりやすいマニュアル（案）を作成した。

【進め方】

- ① 市くらし安全課において現在作成している「赤磐市福祉避難所運営マニュアル」を分割し、公共施設版と指定施設版の2種類を作成。指定施設においても開設から閉鎖までの手順がわかるように（案）を作成した。

(5) マニュアルの最終調整

企画会議のメンバーを加えて調整会議を開催した。今回のマニュアルは、(4)の訓練内容の検証を踏まえて、関係者が能動的に行動できる観点からマニュアル（案）を修正し、別添の資料3のとおり「赤磐市福祉避難所運営マニュアル（公共施設版）」及び「赤磐市福祉避難所運営マニュアル（指定施設版）」を作成した。

（開催日時等）

開催日時	開催場所	議題
H30. 3. 13	特別養護老人ホーム 桃香の里	「赤磐市福祉避難所運営マニュアル」の指定施設版について
H30. 3. 15	赤磐市役所	「赤磐市福祉避難所運営マニュアル」の公共施設版について

（主な修正点）

【公共施設版】

- ・ 福祉避難所の区分（指定避難所への開設、指定避難所内へ福祉避難室、民間福祉避難所）を明確にし、対象者についても記載。
- ・ 福祉避難所開設例を図示化。
- ・ 様式の修正。
- ・ 市災害対策本部からの福祉避難所担当班のなすべきことのフロー図及び福祉避難所開設・運営フロー図を追加し、開設の流れに沿った様式の受け取りがわかるようにした。
- ・ 受け入れ対象者を明確にした。

【指定施設版】

- ・ 「赤磐市福祉避難所運営マニュアル」から分離し別冊とした。
- ・ 福祉避難所開設・運営フロー図を作成し、開設の流れに沿った様式の受け取りがわかるようにした。
- ・ 受け入れ対象者の明確化を行った。
- ・ 受け入れから閉鎖までの一連の流れを記載し、市とのやり取りの中で施設が協力して行うことを明文化した。

(6) 報告書の公表

本報告書を本市のホームページに平成30年3月30日までに公表予定。

5 事業実施で明らかとなった課題

- ① 福祉避難所開設依頼を行った指定施設（協定締結事業所）への要配慮者の移送について、移送用の福祉車両の確保を行っていく必要がある。
- ② 避難所には多くの要配慮者がいることが想定されており、優先的に移動・移送する者の基準が必要である。しかし、知的・精神・発達障害者等においては福祉避難室を積極的に開設し、彼らに精神的負担を与えないような配慮が必要なため、施設側にあらかじめ開設できる室・部屋の準備を求めていく必要がある。
- ③ 福祉避難所の運営スタッフが十分に確保できない場合の対策について検討する必要があるが、この場合同伴の家族に介助を求めていく必要があり、これは福祉避難所運営マニュアルに記載をしているが、今後は家族を含めた避難訓練を行い介助への理解を求めていく必要がある。
- ④ 福祉避難所の運営について、要配慮者が施設へ移送されれば施設が入所者同様に配慮を行うが、公共施設の場合、介助者は要配慮者を介護するが、全体的な運営は誰がどのように行っていくのかが問題であり今後の課題である。

6 今後の取組方針

- ① 福祉避難所の設置・運営訓練を定期的実施し、訓練内容を踏まえてマニ

マニュアルの見直しを行う。

- ② 指定施設の福祉避難所開設マニュアルが手薄であるため、今回マニュアルを別紙として分割し作成した。今後はこのマニュアルを用いての運用確認が必要となるため、これを活用して、市内の社会福祉施設等に対して福祉避難所に関する訓練参加に向けた働きかけを行う。
- ③ 今回の事業実施で明らかとなった課題については、関係者とも協議しながら対応策を検討する。